

議案第23号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		22	介護保険事業の取扱いに関すること				関係項目	
調整方針		1 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。 なお、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)については、合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。 2 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。 なお、納期については、国民健康保険税の納期による。				3 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一する。 4 介護認定審査会については、合併時に調整する。		
現 況								
1 介護保険事業概要								
項目		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
介護保険事業計画	名称	渋川市高齢者保健福祉計画(渋川市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画)	伊香保町高齢者保健福祉計画(伊香保町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画)	小野上村老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	子持村老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	赤城村第3期老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	北橋村第3期老人保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画	
	計画期間	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	平成15～19年度(平成17年度に見直し)	
	現計画の策定方法	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	老人保健福祉計画と一体として作成	
	計画策定体制	・高齢者保健福祉推進協議会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会 ・策定委員会	・計画策定懇談会(庁外) ・策定委員会(庁内)	・策定懇談会	
2 介護保険料							1【調整理由】 ・介護保険事業計画は、原則として、新市において新たに策定する必要があるとされているが、合併時までの実務的な整理が困難であることから、特例措置により、合併後も第2期介護保険事業計画の事業運営期間の終期である平成17年度までの間は、旧市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱ってもよいとされているため。 【課題】 ・次期介護保険事業計画は、平成18～22年度の計画であり、平成17年度中に策定しなければならない。よって、合併の期日等に配慮し、具体的な策定方法について検討していく必要がある。 2【調整理由】 ・介護保険料及び保険料減免制度は、介護保険事業計画の中で調整され、介護保険条例により設定されていることから、事業計画の特例措置と同様に、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から、同一のものを適用する。 また、納期については、各市町村に差異があるため、国保税の納期に併せて統一する。 【課題】 ・保険料減免制度の基準額の設定については、生活保護基準額を算定基礎に使用しているため、新市における生活保護基準額の決定が必要である。 ・保険料賦課徴収に係る電算システム変更等の調整が必要である。	
項目		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
保険料額基準月額(平成15～17年度)		2,865円	2,900円	2,550円	2,800円	2,550円		2,700円
所得段階別保険料年額	第1段階	17,200円	17,400円	15,300円	16,800円	15,300円		16,200円
	第2段階	25,800円	26,100円	22,900円	25,200円	23,000円		24,300円
	第3段階	34,400円	34,800円	30,600円	33,600円	30,600円		32,400円
	第4段階	43,000円	43,500円	38,200円	42,000円	38,300円	40,500円	
	第5段階	51,600円	52,200円	45,900円	50,400円	45,900円	48,600円	
普通徴収納期		・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(7～2月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 12期(4～3月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 10期(6～3月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(7～2月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 7期(7～1月)	・賦課期日 4月1日 ・納期 8期(4月・6～12月)	

協議項目	22 介護保険事業の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題
現			況				
3 保険料減免制度							<p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度については、6市町村とも制度は同じであるが、軽減枠の目安が被保険者数の15%程度とされているため、市町村の被保険者の所得バランスにより適用が異なっている。 ・渋川市の例を基準とした場合には、現町村で減額認定されている者が対象外となるケースが生じることから、5町村の例により統一する。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5町村の例を基準とすることにより、対象者が増えることとなり、財政負担増を伴うことが見込まれる。 ・また、軽減対象となる人員や金額は、対象者の収入金額やサービス利用量により変化するため、把握が難しい。 <p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋川広域圏市町村で共同設置のため。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏8市町村うち任意合併協議会に加わっていない2町村への対応が必要である。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
保険料減免制度 (国の条例参考例以外の減免)	<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 	<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 			<p>*「第1号被保険者保険料減免に関する要綱」</p> <p>(以下の要件を満たせば第1段階の保険料を適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税・収入が生保基準の1.5倍以内 ・住民税課税者と生計を共にしていない ・所持金、預貯金等が世帯最低生計費(生保基準)の6ヶ月以内 ・住居用以外の不動産ない等 		
4 給付管理							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
社会福祉法人による利用者負担軽減措置	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 46万円以下</p> <p>補助金：112,580円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：138,000円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：0円 (平成14年度実績)</p>	<p>社会福祉法人利用者負担軽減措置補助金</p> <p>要綱：社会福祉法人等による利用者負担の減免措置に対する助成事業実施要綱</p> <p>軽減対象： 総収入(年額) 50万円以下</p> <p>補助金：123,013円 (平成14年度実績)</p>	
5 要介護認定							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	渋川地域介護認定審査会	

議案第23号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	22	介護保険事業の取扱いに関すること						関係項目																																																																																																																																																															
現				況																																																																																																																																																																			
6 6市町村の介護保険事業の比較(参考資料)																																																																																																																																																																							
(1) 介護保険の被保険者数及び認定者数 第1号被保険者数(65歳以上)及び認定者の状況 65歳以上の人口に対する要介護認定者数の割合(認定率)は、平均で11.6%となっており、概ね高齢者の8.7人に1人が認定を受けている。 (平成15年3月末現在)				(4) 介護保険特別会計 介護保険事業は、特定の収入である保険料や国の負担金を保険給付費にあてることから、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある。このため、介護保険法第3条の規定により、介護保険に関する収入及び支出については、「特別会計」を設けている。																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(人)</td> <td>47,783</td> <td>3,814</td> <td>2,179</td> <td>12,333</td> <td>12,575</td> <td>10,278</td> <td>88,962</td> </tr> <tr> <td>高齢化率(%)</td> <td>20.3</td> <td>24.4</td> <td>28.9</td> <td>22.2</td> <td>25.5</td> <td>20.1</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者数(人)</td> <td>9,703</td> <td>932</td> <td>630</td> <td>2,733</td> <td>3,206</td> <td>2,061</td> <td>19,265</td> </tr> <tr> <td>要介護認定者数(人)</td> <td>1,076</td> <td>101</td> <td>85</td> <td>345</td> <td>351</td> <td>268</td> <td>2,226</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1号被保険者(人)</td> <td>1,036</td> <td>96</td> <td>83</td> <td>330</td> <td>332</td> <td>257</td> <td>2,134</td> </tr> <tr> <td> 2号被保険者(人)</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td> 要支援(人)</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>27</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td> 要介護1(人)</td> <td>324</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>85</td> <td>103</td> <td>77</td> <td>639</td> </tr> <tr> <td> 要介護2(人)</td> <td>203</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>82</td> <td>69</td> <td>51</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td> 要介護3(人)</td> <td>134</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>42</td> <td>32</td> <td>35</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td> 要介護4(人)</td> <td>143</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td> 要介護5(人)</td> <td>172</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>75</td> <td>79</td> <td>36</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>認定率(%)</td> <td>11.1</td> <td>10.8</td> <td>13.5</td> <td>12.6</td> <td>10.9</td> <td>13.0</td> <td>11.6</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	人口(人)	47,783	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,962	高齢化率(%)	20.3	24.4	28.9	22.2	25.5	20.1	21.7	第1号被保険者数(人)	9,703	932	630	2,733	3,206	2,061	19,265	要介護認定者数(人)	1,076	101	85	345	351	268	2,226	内訳								1号被保険者(人)	1,036	96	83	330	332	257	2,134	2号被保険者(人)	40	5	2	15	19	11	92	要支援(人)	100	9	4	22	24	27	186	要介護1(人)	324	25	25	85	103	77	639	要介護2(人)	203	17	24	82	69	51	446	要介護3(人)	134	19	9	42	32	35	271	要介護4(人)	143	13	13	39	44	42	294	要介護5(人)	172	18	10	75	79	36	390	認定率(%)	11.1	10.8	13.5	12.6	10.9	13.0	11.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度決算額(千円)</td> <td>1,785,790</td> <td>183,826</td> <td>110,087</td> <td>546,545</td> <td>502,960</td> <td>396,807</td> <td>3,526,015</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>184</td> <td>197</td> <td>175</td> <td>200</td> <td>157</td> <td>193</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>平成15年度当初予算額(千円)</td> <td>1,931,908</td> <td>146,499</td> <td>132,427</td> <td>539,299</td> <td>600,000</td> <td>448,597</td> <td>3,798,730</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>199</td> <td>157</td> <td>210</td> <td>197</td> <td>187</td> <td>218</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	平成14年度決算額(千円)	1,785,790	183,826	110,087	546,545	502,960	396,807	3,526,015	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	184	197	175	200	157	193	183	平成15年度当初予算額(千円)	1,931,908	146,499	132,427	539,299	600,000	448,597	3,798,730	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	199	157	210	197	187	218	197
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
人口(人)	47,783	3,814	2,179	12,333	12,575	10,278	88,962																																																																																																																																																																
高齢化率(%)	20.3	24.4	28.9	22.2	25.5	20.1	21.7																																																																																																																																																																
第1号被保険者数(人)	9,703	932	630	2,733	3,206	2,061	19,265																																																																																																																																																																
要介護認定者数(人)	1,076	101	85	345	351	268	2,226																																																																																																																																																																
内訳																																																																																																																																																																							
1号被保険者(人)	1,036	96	83	330	332	257	2,134																																																																																																																																																																
2号被保険者(人)	40	5	2	15	19	11	92																																																																																																																																																																
要支援(人)	100	9	4	22	24	27	186																																																																																																																																																																
要介護1(人)	324	25	25	85	103	77	639																																																																																																																																																																
要介護2(人)	203	17	24	82	69	51	446																																																																																																																																																																
要介護3(人)	134	19	9	42	32	35	271																																																																																																																																																																
要介護4(人)	143	13	13	39	44	42	294																																																																																																																																																																
要介護5(人)	172	18	10	75	79	36	390																																																																																																																																																																
認定率(%)	11.1	10.8	13.5	12.6	10.9	13.0	11.6																																																																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
平成14年度決算額(千円)	1,785,790	183,826	110,087	546,545	502,960	396,807	3,526,015																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	184	197	175	200	157	193	183																																																																																																																																																																
平成15年度当初予算額(千円)	1,931,908	146,499	132,427	539,299	600,000	448,597	3,798,730																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	199	157	210	197	187	218	197																																																																																																																																																																
(2) 介護サービス受給者数 居宅介護(支援)サービス受給者数(人) (平成15年3月末現在)				(5) 介護保険介護給付費準備基金 給付費の変動に対処するため、黒字額を介護給付費準備基金として積み立てている。 (平成14年度実績分積立後)																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号被保険者</td> <td>619</td> <td>31</td> <td>58</td> <td>161</td> <td>176</td> <td>157</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者</td> <td>29</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	第1号被保険者	619	31	58	161	176	157	1,202	第2号被保険者	29	2	1	12	12	5	61	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金総額(千円)</td> <td>147,051</td> <td>20,003</td> <td>15,385</td> <td>0</td> <td>54,855</td> <td>41,913</td> <td>279,207</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者1人当たりの額(千円)</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	基金総額(千円)	147,051	20,003	15,385	0	54,855	41,913	279,207	第1号被保険者1人当たりの額(千円)	15	21	24	0	17	20	15																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
第1号被保険者	619	31	58	161	176	157	1,202																																																																																																																																																																
第2号被保険者	29	2	1	12	12	5	61																																																																																																																																																																
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
基金総額(千円)	147,051	20,003	15,385	0	54,855	41,913	279,207																																																																																																																																																																
第1号被保険者1人当たりの額(千円)	15	21	24	0	17	20	15																																																																																																																																																																
施設介護サービス受給者数(人) (平成15年3月末現在)																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>149</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>41</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>111</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>41</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>276</td> <td>30</td> <td>11</td> <td>93</td> <td>76</td> <td>61</td> <td>547</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	介護老人福祉施設	149	16	5	41	24	19	254	介護老人保健施設	111	11	4	41	48	41	256	介護療養型医療施設	16	3	2	11	4	1	37	計	276	30	11	93	76	61	547																																																																																																																												
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
介護老人福祉施設	149	16	5	41	24	19	254																																																																																																																																																																
介護老人保健施設	111	11	4	41	48	41	256																																																																																																																																																																
介護療養型医療施設	16	3	2	11	4	1	37																																																																																																																																																																
計	276	30	11	93	76	61	547																																																																																																																																																																
(3) 保険給付費等の状況 保険給付は、身体や精神の状態により要介護又は要支援と認定された者が、サービスを利用した場合に給付する。 (平成14年度実績)																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険給付費総額(千円)</td> <td>1,692,593</td> <td>148,625</td> <td>89,912</td> <td>525,690</td> <td>478,740</td> <td>364,102</td> <td>3,299,662</td> </tr> <tr> <td>受給者延べ人数(人)</td> <td>10,692</td> <td>688</td> <td>672</td> <td>3,114</td> <td>3,191</td> <td>2,552</td> <td>20,909</td> </tr> <tr> <td>1人当たり平均給付額(千円/人)</td> <td>158</td> <td>216</td> <td>134</td> <td>169</td> <td>150</td> <td>143</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>				区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計	保険給付費総額(千円)	1,692,593	148,625	89,912	525,690	478,740	364,102	3,299,662	受給者延べ人数(人)	10,692	688	672	3,114	3,191	2,552	20,909	1人当たり平均給付額(千円/人)	158	216	134	169	150	143	158																																																																																																																																				
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	計																																																																																																																																																																
保険給付費総額(千円)	1,692,593	148,625	89,912	525,690	478,740	364,102	3,299,662																																																																																																																																																																
受給者延べ人数(人)	10,692	688	672	3,114	3,191	2,552	20,909																																																																																																																																																																
1人当たり平均給付額(千円/人)	158	216	134	169	150	143	158																																																																																																																																																																

協議項目	22 介護保険事業の取扱いに関すること	関係項目	
現		況	
7 介護保険制度について		調整理由・課題	
<p>介護保険制度は、高齢化の進展とともに、介護を必要とする人が増加する一方で、核家族化などにより家族の介護力が低下していることなどから、社会全体で介護を支えるシステムである。</p> <p>【介護保険制度の概要】</p>			
<p>区分</p> <p>(1)保険者</p> <p>(2)被保険者と保険料</p> <p>(3)要介護認定</p> <p>(4)保険給付(介護サービス)</p> <p>(5)サービス提供者</p> <p>(6)介護保険の財源(利用者負担を除く)</p> <p>(7)介護保険事業計画</p> <p>(8)国・県以外の保険運営の支援体制</p>	<p>内容</p> <p>市町村(複数市町村による広域的な取り組みも可)</p> <p>第1号被保険者(65歳以上) ・所得段階別の保険料を負担する ・年金からの特別徴収(天引き)又は普通徴収</p> <p>第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者) ・医療保険で定める額を負担する ・医療保険の保険料と一括して徴収</p> <p>・介護サービスを受けるには、市町村に申請して要介護認定を受ける。 ・第2号被保険者は、老化による病気(特定疾病)が原因の場合に限る。 ・認定は、要支援、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の6段階。 ・審査や判定は、全国一律の基準が用いられる。</p> <p>介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン作成等のマネジメントを行い、複数のサービスを組み合わせ提供(訪問介護、訪問看護、通所介護など)</p> <p>利用者負担1割</p> <p>施設サービスは食費の負担有</p> <p>サービス種類ごとに都道府県の指定を受けた事業所(指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者。ケアプラン作成等のマネジメントは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当する。)</p> <p>都道府県の指定・許可を受けた介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</p> <p>第1号被保険者の保険料(18%) 第2号被保険者の保険料(32%)(介護給付費交付金)</p> <p>国の負担金(25%) 県の負担金(12.5%) 市町村の負担金(12.5%)</p> <p>3年ごとに5年間のサービス必要量と供給量等の計画を策定し、サービスの基盤整備及び保険料算定の基礎等とする。</p> <p>医療保険者 介護給付費納付金(第2号保険料)の納付 年金保険者 第1号被保険者の保険料を年金から天引き・納入 国民健康保険 介護給付費の審査・支払事務、苦情処理業務、保険者事務共同処理等 社会保険診療報酬支払基金 医療保険者からの介護給付費納付金の徴収、市町村への介護給付費交付金(第2号保険料)の交付</p>	<p>【関係法令】 介護保険法(抄)</p> <p>(保険者) 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険をおこなうものとする。</p> <p>(被保険者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区が行う介護保険の被保険者となる。 (1)市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。) (2)市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)</p> <p>(市町村介護保険事業計画) 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (2)前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策 (3)指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項 (4)その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって、要介護支援者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれるものでなければならない。 (5~7省略)</p> <p>(保険料) 第129号 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込みに基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。</p>	
<p>【所得段階別保険料率】</p>			
<p>段階</p> <p>第1段階</p> <p>第2段階</p> <p>第3段階</p> <p>第4段階</p> <p>第5段階</p>	<p>保険料率</p> <p>基準額×0.5</p> <p>基準額×0.75</p> <p>基準額</p> <p>基準額×1.25</p> <p>基準額×1.5</p> <p>対象者</p> <p>市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方</p> <p>市町村民税世帯非課税の方</p> <p>本人が市町村民税非課税の方</p> <p>本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円未満の方</p> <p>本人が市町村民税課税で合計所得金額200万円以上の方</p>		

協議項目	22 介護保険事業の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
8 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>介護保険制度の中で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1. 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。</p> <p>2. 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p>	<p>介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。</p>	<p>1. 介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。</p> <p>2. 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。</p> <p>3. 基金は、合併時に全額を持ち寄る。</p> <p>4. 介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。</p> <p>5. 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとし、介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	か ほ く 市	
<p>介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。</p> <p>なお、玄海町は合併の前日をもって福岡県介護保険広域連合を脱退する。保険料の賦課期日については、両市町に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。</p>	<p>1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>2. 要介護認定・要支援認定にかかわる事務 認定調査については、選任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。</p> <p>3. 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。ただし、短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。</p> <p>4. 保健福祉事業にかかわる事務については、3町とも実施していないが、介護保険事業計画策定時に検討する。</p> <p>5. 市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに、3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新町に引き継ぐ。</p> <p>6. 保険料の徴収にかかわる事務 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度より新保険料を設定する。 第1号被保険者の普通徴収期については、現行のとおり、国民健康保険税の納期と同一とする。</p> <p>7. 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>8. 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。</p> <p>9. その他 事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。</p>	<p>1. 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。</p> <p>2. 市町村介護保険事業計画については、合併時に策定する。</p> <p>3. 介護保険料率については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料率を算定し統一する。</p> <p>4. 普通徴収に係る納期については、第1期を7月とし2月までの8期に調整する。</p> <p>5. 保険料減免制度については、七塚町の例による。</p> <p>6. 介護保険サービス利用料助成については、七塚町の例による。</p>	